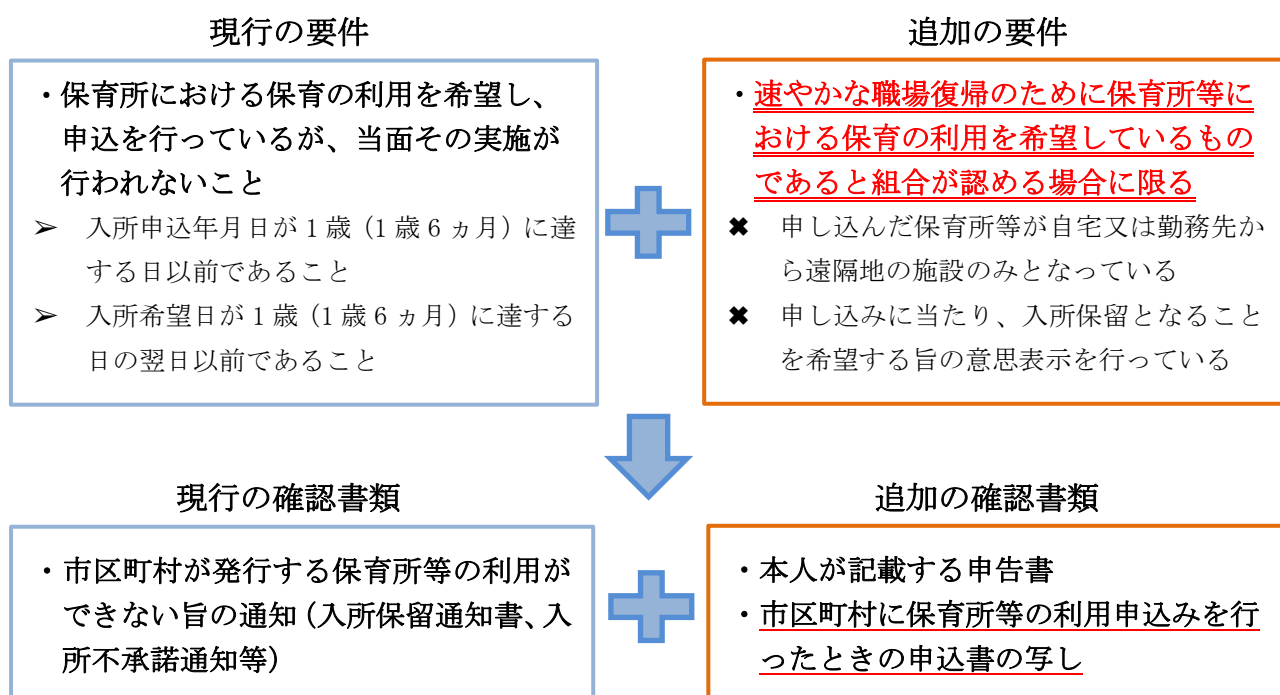


令和7年4月から

育児休業手当金支給期間延長手続きが見直されます！

★「市区町村に保育所等の利用申込みを行った時の申込書の写し」の
保管をお願いします。

雇用保険法施行規則に準じて地方公務員等共済組合法施行規則が改正予定であることから、育児休業に係る子が1歳に達する場合(※)又は1歳6ヵ月に達する場合に育児休業手当金支給期間延長申請を行う場合の手続きが見直されることとなりました。



※パパ・ママ育休プラス制度によって、育児休業手当金支給期間の末日が1歳到達日以降になっている場合は、支給期間の末日と読み替えます。

見直しの背景

保育所等への入所意思がないにも関わらず支給期間延長のために申込を行う者(いわゆる落選狙い問題)への対応や、意に反して保育所等の入所が内定した者からの苦情対応等に自治体が時間を要しており、負担増加につながっていることから見直されます。

注意事項

延長要件を満たすことが確認できなければ、育児休業手当金の給付ができませんので、支給期間延長を希望される方は、入所希望開始日に係る各市区町村における保育所等の申込締切日をご確認のうえ、遅滞なく利用申込みを行ってください。